

不妊治療にかかる勤務条件の整備について

1. 制度

(1) 種別

職務免除

(2) 対象

不妊治療を受ける為勤務しないことがやむを得ないと認められる職員

(3) 承認期間

4月1日から3月31日の間で5日を超えない範囲内

(4) 取得単位

1日又は1時間

(5) 給与の取扱い

無給

(6) 提出書類

①申請書 ②医師の診断書等

2. 導入時期（予定）

令和2年4月1日より